

(案)

## 物 品 売 買 契 約 書

売主 村上市 (以下「甲」という。) と買主 (以下「乙」という。)  
とは、次の条項により物品売買に関する契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物品)

第2条 甲は、その所有する次の物品 (以下「売買物品」という。) を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

入札番号	物品名	登録番号	数量
			1台

(契約保証金)

第3条 乙は契約保証金として、金 円を、この契約と同時に納付書により納入するものとする。ただし、売買代金が即納されるときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

(売買代金)

第4条 売買代金は、金 円とする。

入札金額	消費税及び地方消費税相当額	自動車リサイクル料金	売買代金
円	円	円	円

2 乙は、前項の売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲が発行する納入通知書により一括して甲が指定する日までに納入するものとする。

(契約保証金の処分)

第5条 甲は、乙が前条に定めるところにより売買代金を完納したときは、契約保証金を甲において売買代金に充当する。

2 甲は、乙が指定期日までに売買代金を完納しないとき、又はその指定期日までに第11条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金を没収し、なおその損害額に及ばないときは、その不足額を徴収できるものとする。

(所有権の移転等)

第6条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

2 売買物品の移転登録は、乙が第4条第2項の規定により売買代金を完納した日から15日以内に乙が手続きを行い、甲に届け出るものとする。

3 乙は、売買物品にかかる自動車損害賠償保険証明書について、遅滞なく異動申請手続きを行い、甲に届け出るものとする。

4 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物品の引渡し)

第7条 甲は、売買物品の所有権が移転した後、両者の定める日に、当該物品を甲の指定する場所において現状有姿のまま乙に引き渡す。

2 乙は、売買物品の引受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。

3 乙は、引渡しを受けた売買物品に村上市のプレート等があった場合、これを撤去し、甲に届け出るものとする。また、市町村名等の文字があった場合はこれを抹消し、そのことを確認できる写真等を提出するものとする。

4 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(引渡し前の滅失・き損)

第8条 この契約締結後、売買物件の引き渡し前に甲又は乙のいずれの責にも帰すことのできない事由により滅失し又はき損した場合、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第9条 引き渡された売買物件が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、乙は甲に対し売買物件の補修を請求することができる。この場合、甲又は乙は相手方に対し補修の方法に関し協議の申し入れをすることができる。

2 引き渡された売買物件に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことのできない事由によるものであるときを除き、乙は甲に対し補修に代え又は補修とともに損害賠償を請求することができる。

3 引き渡された売買物件に契約不適合があるときは、乙は甲に対し相当の期間を定めて売買物件の補修を催告したうえ、この契約を解除することができる。ただし、その契約不適合によりこの契約を締結した目的が達せられないときに限り解除できるものとする。

4 乙が前項に基づきこの契約を解除し、乙に損害がある場合には、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は甲に対し損害賠償を請求することができる。

5 乙は、この契約を締結したときに売買物件に契約不適合があることを知っていた場合、又は売買物件の引き渡し後6ヶ月を経過するまでに、甲に売買物件に契約不適合がある旨を通知しなかった場合、甲に対して本条に定める権利を行使できないものとする。

(違約金)

第10条 本契約により納期限内に売買代金の納入をしなかった場合には、村上市財務規則第139条の規定に基づき遅延日数1日につき、契約金額の1,000分の1以上の割合で違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、第12条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約解除により損害を受けた場合であっても、甲に損害賠償を請求できない。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金)

第13条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 村上市三之町1番1号  
村上市  
村上市長 高橋 邦芳

乙